

ちいきかつどうしえん かつどうしえん がた さらい りようけいやくしょ 地域活動支援センター（活動支援A型）茶来 利用契約書

さま い か りようしや という。）と社会福祉法人育徳園（以下、「事業者」という。）は、利用者に対し提供する地域活動支援センター事業（活動支援A型）について、次のとおり契約します。

（契約の目的）

第1条 この契約は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」等関係法令の理念に則り、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者が通所し、創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進を図るとともに、日常生活に必要な便宜の供与を適切かつ効果的に行うものとするために、事業者が利用者に対して必要なサービスを行うにあたり必要な事項を定めます。

（契約期間）

第2条 この契約の期間は、令和6年 4月 1日から令和7年 3月31日までです。
ただし、令和7年2月28日までに、双方異議がなければ本契約は更新されるものとします。

（サービス内容）

第3条 事業者は、利用者の置かれている環境及び日常生活全般の状況等を通じて、利用者及びその家族が希望する生活や課題を明らかにし、適切な支援内容の把握に努め、到達目標を設定しサービスを提供します。

- サービス内容について利用者とその家族に対し別紙により説明します。
- サービスの提供は、事業所の支援員とその他の従業者が当たります。
- サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、自立の支援と日常生活の充実に資するような適切な技術をもって行います。
- 利用者の意思と人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、サービスを提供します。

（利用料金）

第4条 利用者の、事業に要する費用の負担は無料とします。

- 事業者は、利用者が地域活動支援センター（以下「センター」という。）の対象とならないサービス内容（飲食を伴う行事の食費実費など）を受ける場合は料金を請求します。
- センターは、前項のサービス利用に当たって、事前に利用者に対しサービスの内容及び料金について説明を行い、利用者の同意を得ます。

（利用料の支払方法）

第5条 利用者は前条に定める利用料金を月ごとに支払います。

2 センターは、利用者に対して、10日までに請求します。

3 利用者は、センターに対して、当月の利用料金の合計金額を、翌月末日までに支払います。

4 センターは、利用者から利用料金の支払いを受けた時は、利用者へ領収書を発行します。ただし、銀行振込の場合は、振込書を領収書とみなしますが、必要に応じて領収書も発行します。

(生産活動と工賃の支払い)

第6条 センターは、利用者に対して生産活動の機会を提供します。

2 センターが提供する前項の生産活動は、利用者の心身の状況や意向、適正、障がいの特性、その他の事情を踏まえて提供します。

3 センターは、生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないように配慮します。

4 センターの生産活動の機会の提供は、防塵、防火その他の安全対策に配慮して行います。

5 センターは、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を差し引いた額に相当する金額を工賃として、生産活動に従事した利用者へ支払います。

(他のサービス提供者との連携)

第7条 センターは、地域や家庭との結びつきを重視し、大阪市、関係市町村、障害福祉サービス事業者を行う者、その他保健医療・福祉サービスを提供するものとの綿密な連携に努めます。

(説明義務)

第8条 センターは、契約に基づく内容について、利用者の質問等に対して適切に説明します。

(サービス利用のキャンセル)

第9条 利用者は、サービス利用のキャンセルについては、サービス利用日の7日前までにセンターに申し出するものとします。

(相談及び援助)

第10条 センターは、利用者及びその家族が希望するサービスや日常生活に関する事項、利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談、助言、援助を行います。

(健康管理)

第11条 センターは、常に利用者の健康状態に留意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じます。

2 センターは、常に利用者の家族との連携を図るとともに、医療機関との連絡調整を通じて健康保持のための適切な支援を行います。

(緊急時の援助)

第12条 センターは、利用者の心身状態の急激な悪化、病状の急変等が生じた場合は、直ちに協力医療機関又は利用者が指定する医療機関での診察を依頼します。

- 前項の規定による他、センターは、サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体の安全確保に配慮し、災害時その他の緊急事態の際の初動体制等の具体的計画を事前に作成して対応します。

(身体拘束の禁止)

第13条 センターは、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除いて、利用者の身体的拘束その他の行動制限を行いません。

(虐待防止のための措置)

第14条 センターは、利用者身体的、精神的苦痛等の虐待を防止するため、虐待防止責任者を設置し、サービス提供担当者に虐待防止の啓発のため、定期的に研修を実施します。

(秘密の保持)

第15条 センターは、業務上知り得た利用者やその他家族等の秘密を保持します。

- センターの職員であった者について、業務上知り得た利用者やその他家族等の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とします。
- センターは、他の障害福祉サービス事業所に対し、利用者に関する情報を提供する必要がある場合は、事前に文書により利用者の同意を得ます。

(苦情解決)

第16条 利用者及びその家族は、センターが提供したサービスに関して苦情がある場合は、いつでも苦情相談担当窓口で苦情を申し立てることができます。

- センターは、苦情が申し立てられたときは、速やかに事実関係を調査し、改善の必要性の有無及び改善方法等について、利用者又は家族に文書で回答します。
- センターは、利用者及びその家族が苦情申し立てをした場合において、これを理由として利用者に対し一切の差別待遇をしません。

(契約の終了)

第17条 利用者は、地域活動支援センターの利用の契約を終了する場合は、利用しないこととなる日の15日前までにセンターに通知することにより、この契約を解除することができます。また、センター若しくはサービス提供職員が、次に掲げる事項に該当する行為を行った場合は、利用者は直ちに契約を解除することができます。

- センター若しくは従業者が正当な理由なく契約に定めるサービスを実施しない場合
- センターが秘密保持義務(守秘義務)に違反した場合

(3) センターが社会通念に逸脱する行為を行った場合

(4) 他の利用者が利用者の生命、身体、財産又は信用を傷つけ、若しくは傷つける恐れがある場合において、センターが適切な対応をとらない場合

2 センターは、やむを得ない事情がある場合には、利用者に対し、15日間の予告期間を置いて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解除することがあります。

ただし、利用者が以下の事由に該当する場合には、直ちに契約を解除することができます。

(1) 利用者がセンターに支払うべきサービスの利用料金を3ヶ月以上滞納し、センターが期間を定めて再三催告したにもかかわらず支払わない場合

(2) 利用者が、故意又は重大な過失によりセンター若しくはサービス提供職員に生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合

(3) 利用者がこの契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合

(4) 天災、災害その他やむを得ない理由によりセンターを利用させることができない場合

(5) 利用者が、連続して3ヶ月を超えて医療機関に入院すると確実に見込まれる場合又は現に連続して3ヶ月を超えて入院している場合

(6) 利用者が死亡した場合。

(損害賠償)

第18条 センターは、サービスの提供によって事故が生じた場合には、速やかに大阪市及び利用者の家族等に連絡して必要な措置を講じます。また、事故状況及び処置について記録します。

2 センターは、サービスを提供するに当たって、センターの責に帰すべき事由により利用者に損害を与えた場合には、速やかにその損害を賠償します。

(身元保証人)

第19条 センターは、利用者に対し、身元保証人を求めることがあります。ただし、利用者に身元保証人をたてることのできない相当の理由が認められる場合は、その限りではありません。

2 身元保証人は、次に掲げる責任を負います。

(1) 利用者の責によりセンターに損害を与えた場合、利用者と連携し当該損害を賠償すること。

(2) 契約解除又は契約終了の場合、利用者の状態に見合った適切な受入れ先確保に努めること。

(協議事項)

第20条 契約に定められていない事項について問題が生じた場合は、センターは「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律」等の関係法令の定め

るところにより、利用者^{りようしや}と誠意^{せいい}をもって協議^{きぎょうぎ}するものとします。

上記^{じょうき}の契約^{けいやく}を証^{しょう}するため、本書^{ほんしょ}2通^{つう}を作成^{さくせい}し、利用者^{りようしやおよ}及び地域活動支援センター^{ちいきかつどうしえん}が記名捺印^{きめいなついん}のうえ、各1通^{かく つう}を保有^{ほゆう}するものとします。

令和 年 月 日

【事業者^{じぎょうしや}】

事業所名^{じぎょうしょめい} 地域活動支援センター（活動支援A型）茶来

所在地^{しょざいち} 大阪市阿倍野区阪南町4-8-3 三和ビル1階^{おおさかしあべのくはんなんちょうさんわびる1かい}

法人名^{ほうじんめい} 社会福祉法人 育徳園^{しゃかいふくしほうじんいくとくえん}

代表者氏名^{だいひょうしやしめい} 理事長 早川 誠次^{りじちょうはやかわせいじ} 印

【利用者^{りようしや}】

住所^{じゅうしょ} _____

氏名^{しめい} _____ 印

連絡先^{れんらくさき} _____

【その他連絡先^{たれんらくさき}】

住所^{じゅうしょ} _____

氏名^{しめい} _____ 印

連絡先^{れんらくさき} _____

利用者^{りようしや}との関係^{かんけい}（ _____ ）